



情報ひろば



子育て・女性活躍等応援サイト およびアプリ『チャチャナビ』 終了のお知らせ

子育て・女性活躍等応援サイトおよびアプリ『チャチャナビ』は、本年3月末をもってサービスを終了します。

『チャチャナビ』終了に伴い、アプリへの接続ができなくなるため、これまでアプリ内に写真などのデータを保存している方は、事前に画面を画像化(スクリーンショットするなど)し、データをスマートフォンなどに保存していただきますようお願いいたします。

チャチャナビを利用している皆さんには、ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ **市長公室**
☎ 22-2203 FAX 22-2244

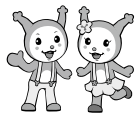
令和4年度奨学金貸与申し込み

修学の機会を確保し、人材を育成することを目的に奨学金貸与の制度を設けています。希望する方は申請してください。

貸与要件
次の①～③の要件に該当する方。

- ①市内に2年以上住所を有する方の子(父・母ともいない方は、本人が市内に住所を有すること)。
- ②4月から高等専門学校(第4・5学年)や大学(短大)に在学(進学)する見込みの方(例外規定あり)。
- ③経済的理由により修学が困難な方。

申請受付期間 3月1日(火)～31日(木)
※申請様式などは学校教育課(東館3階)または各支所(川島・山川・美郷)に備え付けています。
※詳しくは問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



問い合わせ **学校教育課**
☎ 22-2273 FAX 22-2270

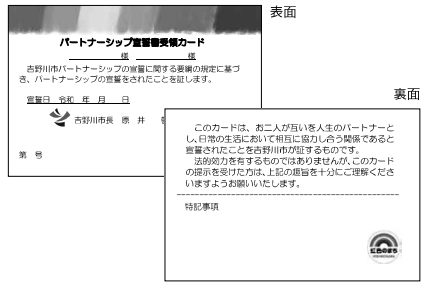
吉野川市パートナーシップ宣誓制度 をご存知ですか

2021年(令和3年)1月1日から吉野川市パートナーシップ宣誓制度を運用しています。

この制度は一方または双方が性的マイノリティである2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力することを約束したことを、本市が公に証明するものです。

本市では、互いの個性や多様性を認め合い、性的指向や性自認に関わらず、誰もが個人として尊重される社会を目指して取り組んでいます。

受領カードイメージ



問い合わせ **人権課**
☎ 22-2229 FAX 22-2260
Eメール
jinken@yoshinogawa.i-tokushima.jp

水道水の濁りの原因と対応について

水道工事による断水や、火事で消火栓を使用した場合、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わるなどにより、濁り水(赤水)が発生することがあります。

また、水の流れる圧力が急激に変化することにより、水に溶け込んだ空気が気泡となり、白く濁って見えることがあります。

水が濁っている場合、通常はしばらく流し続けるときれいになりますが、戻らない場合は、水道課(東館1階)までご連絡ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ **水道課**
☎ 22-2256 FAX 22-2254

軽自動車およびバイク等の 所有者の方へ

軽自動車税(種別割)が毎年課税されている車両で、すでに解体または盗難などにより、事実上所有しておらず、何らかの理由で廃車手続きも完了していない車両がある場合は、早急に各窓口で申告を行ってください。

なお、申告にあたってはその内容により手続きが異なる場合がありますので、事前に問い合わせください。

※軽自動車税(種別割)は毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

問い合わせ
●原付(125cc以下)・小型特殊
税務課
☎ 22-2215 FAX 22-2247
●軽自動車
徳島県軽自動車協会
☎ 088-641-2010
FAX 088-641-0051
●軽二輪(250cc以下)・小型二輪(250cc超)
徳島運輸支局
☎ 050-5540-2074
FAX 088-641-4820

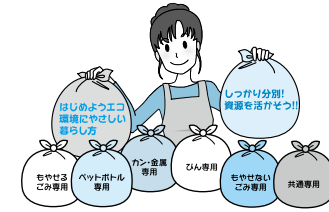
「吉野川市ごみ収集カレンダー」の 配布について

令和4年度吉野川市ごみ収集カレンダーについては、広報よしのがわ3月号と一緒に3月9日(水)に配布予定です。なお、3月中旬に市役所本館1階(市民課窓口)、各支所窓口(川島・山川・美郷)に設置します。

また、収集日をお知らせする機能がついた資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」をぜひご利用ください。



二次元コード
「さんあ〜る」の
ダウンロードはこちら



問い合わせ **運転管理センター**
☎ 25-2111 FAX 25-2112

令和4年度 軽自動車税(種別割)のグリーン化特例について

平成27年度税制改正で実施されたグリーン化特例(軽課)について、適用期限が延長されています。三輪および四輪の軽自動車で、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、**初度検査の翌年度分に限り軽自動車税(種別割)が軽減**されます。なお、令和3年度税制改正により、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに初度検査を受けた軽自動車については、適用対象が変更されます。

【令和3年4月1日から令和5年3月31日までに初度検査を受けた軽自動車等】

軽乗用車	軽貨物車	軽減率
電気自動車等(*1)	電気自動車等	約75%軽減
令和12年度燃費基準90%達成(営業用に限る)(*2)		約50%軽減
令和12年度燃費基準70%達成(営業用に限る)(*3)		約25%軽減

(*1) 電気自動車等：電気自動車および天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合車または平成21年排出ガス規制に適合し平成21年排出ガス基準値NOx10%以上低減車に限る。)
(*2)(*3) 平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限る。

問い合わせ **税務課** ☎ 22-2215 FAX 22-2247

